



石川清之

流
れ
ゆ
く
日
々

IV

新潮社版



なが
流れゆく日々
IV

昭和五十年一月十日 印刷
昭和五十年一月十五日 発行

定価七八〇円

著者 石川 達三
いしかわ たつぞう

発行者 佐藤 亮一
さとう りやういち

発行所 株式会社 新潮社

東京都新宿区矢来町七一 一六二
電話 業務〇三二六六一五一一
編集〇三二六六一五四一一

振替 東京四八〇八番

乱丁・落丁本は、御面倒ですが小
社通信係宛御送付下さい。送料小
社負担にてお取替えいたします。

流れゆく日々
IV

(昭和四十八年)

□三月二十六日(月)晴

現代の写真家たちは、(人間とその世界を美しくしか撮らないことで、人々の視覚を瞞着している)と某氏は云う。これは偽の視覚であると云う。つまり醜いものをも醜いままで撮るべきだと云うらしい。この人はそれが社会の真実だと云いたいのであろうが、いかにも若い、気負った人の言いそうなことである。

真実ということを経高の切り札と見ての考え方であろうと思うが、私にはそういう真実の捕え方が浅く幼稚であるように思われる。(これが真実だ……)だからこの醜さから顔をそむけることなしに是を直視せよ……という風に、論者は居丈高に主張する。しかし人々は醜さからは当然顔をそむけるだろう。醜さから心に衝撃をうけることは有っても、感動することもないし心を満たされることもない。私はこの問題についてもう少し別の事を考える。

醜さを醜さとして表現することが果して真実であるかどうか。真実はもっと奥の方にひそんでいるのではないだろうか。表現の未熟さの故に、醜さが醜さだけで終っているものであって、もつと突きつめた、徹底した表現を為し得た時には、醜さの奥から思いがけない美しさが浮び上って来る……ということは無いらうか。醜を貫いて、その奥にひそむ美にまで到達するということ

はないだろうか。

ロダンに（娼婦なりし女）という老女の醜惡な裸像がある。一見、おもてをそむけるような汚い肉体であるが、その醜惡さを眺めているうちに、殷々として胸中に鳴りひびいて来るような真実と美とが感じられる。もはやそれは醜を通り抜けて、恐るべき美に到達している。それがロダンの偉大さであろうと私は思っている。醜の段階に在る真実はまだ本当の真実ではない。そのもつと奥まで到達した時に、新しい真実が現われ新しい美が現われる。芸術家が志すものはそのような点でなくてはならない。

エミール・ゾラの小説はしばしば眼を掩うような醜い場面を描いている。しかしまたしばしば、その醜さの奥から輝くばかりの真実を発見している。美貌を持ったナナの肉体が天然痘に冒されて（ヴィーナスが腐って融けて）行くととき、私はその部分を読みながら一種の恍惚を感じたものだった。そこまで行くと美と醜とが融けて一つになる。ただ一つの真実というものになる。写真であろうと美術文学であろうと、そこまで突きつめた美を心がけるべきであろうと思う。

□三月二十八日（水）晴、強風

或る詩集について（空）という匿名の評論家が寸評を書いている。その一節に次のような文章がある。（……社会は常に宇宙の縮図として立ち現れるが、高度産業社会はその非人格的機構に似せるために、宇宙から生命の息づかいを奪ってしまった。詩人の魂は肉体からの出口を失って自己の底へと沈潜する。しかし自己超越の志向は本来的に外へ向う傾向があるから、肉体は魂を離れても外に向い、壁にぶち当たる。人、これと呼んで（暴力行為）という。）（朝日・夕刊）

この種の文章はちかごろ無数にあるが、私の古ぼけた頭では何がどうなっているのかちっとも

解らない。宇宙から生命や呼吸を奪ったのではなくて、息づかいを奪ったとあるが、息づかいを奪うとはどういう事だろうか。（荒々しい息づかい）（穏やかな息づかい）というのは呼吸する姿の形容語である。その息づかいを（奪う）とは、どういう事なのか。

次に、（詩人の魂は肉体からの出口を失って云々）とあるから、この時はまだ肉体は安定していて、魂が肉体から外へ出たがっていた訳である。（しかし自己超越の志向は本来的に外へ向う）のだから、ここで志向しているのは精神あるいは魂であって、決して肉体ではない。肉体が自己超越を志向するなどということが有るはずが無いのだ。ところが筆者によると、（肉体は魂を離れても外に向い……）とある。前には魂が外に出たがって居たのに、今度は肉体の方が魂をはなれて（外に向い、壁にぶち当たる）というのだ。こんなでたらめな文章の書ける人物はよほどの天才にあらずんば、支離滅裂の精薄者ではないだろうか。解らないのは私が悪いせいではないらしい。しかしこんな狂人的文章が堂々と大新聞のコラムに載っているのでは、少々困りはしないだろうか。

宇都宮に住んでいる人が名産の干瓢を小包にして送ってくれた。手紙が添えてあって、（市販の品と違って硫黄漂白してありませんので見場は良くありませんが、安心して）召し上って下さいと書いてあった。私は市販の干瓢が硫黄で漂白してあることを始めて知った。手伝いの娘に訊くと、

「そうなんです。干瓢は塩水でよく揉んで洗って、葉を落してから煮るんですよ」と言った。

私はますます驚いた。嫁入り前の娘ではあるまいし、毒物を添加してまで人間の食品を色白にする必要がどこに有るのか。ただ、白ければ上等品に見えるというそれだけのことであり、謂わ

ば食糧を買い入れる女たちが業者から馬鹿にされているということではないだろうかと思った。しかも硫黄漂白にはかねと手間がかかり、その分だけ干瓢は高くなっている。この種の漂白食品は決して少くないと思うが、何という愚かな、無駄な、悪質な文明であろうか。

役人がその気になりさえすれば、こんな悪質文明は一週間で根絶やしに出来るはずだ。商人が悪いのは解っている。それをやらせて居るのはすべて、役人が悪いからだ、という気がする。

夕刊の記事で椎名麟三の死を知り、浅見淵の死を知る。

椎名君とは個人的に話を交したこともない、全くの他人だった。作品も一つ二つしか読んでいないが、私は心に残るような印象を受けていない。戦後派の中の有数の作家と言われていたようであるが、私には何とも評価できない。

浅見氏はかなり前から病氣であることを知っていたが、癌ということは知らなかった。誠に地味な人で、それだけ損をしていたと思うが、温厚、誠実、しかもなかなか鋭い識見を持っていた。決して己を主張しないが、しかも常にはっきりした自分の態度を持っていた。純粹な早稲田系であるが、そういう純早稲田系という人も少なくなってしまった。

□三月二十九日（木）曇

朝からゴルフに行く。曇、微風。成績思わしからず。四時すぎ帰宅。

留守のあいだにいつも来てくれる植木屋が、沙羅双樹と称する木を持って来て、植えて行ってくれた。高さ三メートル。細い幹が七八本も林立している。美しい花が咲くという話であった。実は半年前に一度植えてくれたのが間もなく枯れたので、代りの木をよこしてくれたのである。

大辞典によるとサラノ木またはシャラノ木とも言い、フタバガキ科の高木。ヒマラヤ山系のふもとから印度中西部に分布し、純林を成し、高さ三十メートルに達するとある。花は小さくて塊になって咲くらしいが匂いのことは書いてない。材は固く腐りにくく長年月の保存に耐え、樹脂は薬用になり、果実は食べられる。(しかし……)と但し書きがあつて、日本の寺院などで沙羅双樹と称して植えられているものは、実はサラノ木ではなくてツバキ科のナツツバキのことで、これは日本特産の、全く別の木である、云々。

だから吾家の沙羅双樹がたとい見事な花を咲かせても、釈尊の涅槃の図などを思いうかべる必要は無さそうである。

別に、天城山や長野県の山林などにヒメシャラという喬木がたくさん生えている。(夏にツバキに似た白い花が咲くツバキ科の落葉高木)であつて、(よく似た別種にナツツバキがある)と大辞典は記している。だからもしかしたら日本の寺の沙羅双樹は、天城の主峯遠笠山のあたりに蒼々として伸び茂っているヒメシャラか、又はその兄弟みたいな木であるかも知れない。

□三月三十日(金)曇

午後ベン・クラブに寄る。昨年の国際会議に関する会計検査があるので、その為の打合せ。或種の書類が整っていないとか記録が不備だとか、二三の註文があつたようであるが、吾々のやつた事が官庁仕事のように整然としていないのはむしろ当り前のこと。みんなが手弁当どころか寄付をしながら働いた仕事であるのだから、官庁や公団などの計理を調べるのと同じつもりでやつて貰つてはどうする事もできない。……という氣もしたが、先方も形式上、一応は調べなくてはならないらしい。

夕刻銀座に出てF画廊をのぞいて見る。三十分ばかり社長と雑談。美術ブームは早くも下火となり、売買価値も二割がた低下し、業者間の取引きも数が減って来たという。古くからの画商はそれを喜んでゐるらしい。つまりブームに乗ろうとする新興の業者たちに仕事を荒されたくないというのだ。まだ当分は動揺がつづくだろうが、遠からず美術界は正常な姿にもどって行くだろう。ルオー、コロー、ローランサンなど、壁にかけてある数点を楽ししく見た。

五時半からM君の店。C君主催の天ぶらを食べる会。参加者七八人。石原慎太郎君が都知事選挙に引っぱり出されそうだということが話題になる。彼もだんだん吾々から縁の遠いところへ行ってしまったようである。思いがけなくT君からサン・パウロへ行かないかと誘われ、聞いて見ると気楽な旅らしいので、急に行って見たくなった。行けば四十三年ぶりである。旧知の人にも会えるかも知れない。タヒチやリマにも立ち寄ることになるらしい。六月上旬なら行けるかも知れぬと答えて置いた。本気で計画してみようと思う。

九時すぎ帰宅。毎日紙夕刊によるとスペインの古都サラマンカで二月十九日から四日間にあたり、日本文化会議が開催されて、産業、教育、出版、文学、芸能などを取り上げ、百五十人の東洋学者が集ったと記している。(昨年のペン・クラブの主催した日本での国際会議に呼応したわけである。)と。

ウインナの大学が日本文化研究のヨーロッパ・センターを造るといふ計画と共に、あの国際会議は或る大きな足跡を残すことができたのではないかと思う。外部から二三の揚足取りのような批判があったが、もはやこうした実績が批判を乗り越えるようになって来たようである。

森進一という歌手が石川玲子という女性から婚約不履行とか死体遺棄とかいふ罪名で告訴され、事実無根で無罪になった。私の知識は女性週刊誌の広告を見た程度で、詳しい事は解らないが、

どうもおかしいという気がする。森は石川玲子に一面識もなかったと云う。それならば玲子がどんな風に言い立てても、周囲の者が先ず疑わねばならなかったはずだ。それを身辺の者が一緒になって騒ぎ立て、告訴に持って行ったのがいかにも軽率である。

告訴を受けた検察官は一応の下調べをするだろうと私は思うが、その下調べの段階で全くの虚偽の申し立てを見破ることが出来なかったというのは、検察官の怠慢ではないだろうか。つまり正式裁判まで持つて行く前に、この訴訟の怪しげな性格を見抜くべきであったと私は思う。ひとりの女の不倫のあと始末に、裁判所までが動かされ、世間を騒がせたという事のばかかしさを私は嗤いたいのだ。検察官はもう少し（女性心理）などというものを勉強して置く必要がある。

ずっと以前に読んだ本の知識であるが、仙台の方で或る歯科医師が、患者の某女から訴えられた事件がある。歯の治療にかこつけて彼は患者に全身麻酔をほどこし、それに乘じて彼女を凌辱したというのである。医師は有罪の判決を受けたが、彼には凌辱をしなかったという証拠がない。行為には証拠が残っても、行為しなかった事には殆んど証拠がないのだ。しかも医師と患者は一對一の関係であり、凌辱は（起り得る）条件を備えていた。医師は已むなく判決に服したが、実はその凌辱は患者の被害妄想に過ぎなかった。あるいは彼女の被害願望もあったかも知れない。全身麻酔は歯科治療には大きすぎるような気がするが、それも本当に全身麻酔をさせたかどうかの証拠は無い。裁判官が女性心理に暗ければ、こういう誤審がおこる。裁判は神聖などとは言っていない。

□四月一日（日）晴

精神病理に關する「異常性の世界」という本を読んでいたら、思考異常という病氣の中に（思考奔逸）というタイプがあると書いてあった。（觀念が次から次へと湧いて来てとどまることがない。）それからまた意慾の異常という項目の中に（行動過多）というのがある。よくしゃべり、激しく動き、疲れを知らない。他人を傷つけ、あるいは自分さえも傷つける。この現象を自傷という。自殺も自傷の拡大したものである。行動過多による激情自殺……と説明が付いている。

また自己顕示という項目の中には、独りよがりで誇張した言動、独善的でうぬぼれが強い、支配慾旺盛、芝居がかった言動云々と書いてある。

私はすぐに三島由紀夫君を思い出した。彼の芝居好き、談論風発する才氣の豊かさ、彼の作品の種類とそのひろがり、同性愛から輪廻転生まで、美德のよろめきから英靈の聲に至るまでのレパートリーの広さ。そして作者自身はその中のような地点に立っていたのか。剣道とボディビル。その行動性と自己顕示とが楯の会となり、最後に壮烈な（自傷）に終る。彼は作家として外国に知られることを非常に望み、ノーベル賞を夢みていた。

いろいろ考えあわせて見ると、病氣とは言えないまでも病的素質のようなものは確かに有ったようである。そうした見地から作品を批判する必要はないが、最後の行動の異常さを過大に評価することは、間違ひのように思われる。

（強迫神経症）という病氣の中に尖端恐怖症というのがある。高見順はそういう氣質をもって居

り、ひところは昇進して病状を呈していた。刃物を嫌い、床屋の剃刀が怖くて、散髪はすべて自宅で、夫人にやってもらっていた。そういう素質は微妙に彼の作品に影響を与えていると思う。いわゆる説話体の作品もそのことと無関係ではない。

(意慾異常)の中に(収集慾の昇進)というのがある。何だか意味も解らない物を自室に持ちこんで、部屋の中をがらくたの山にしてしまう病氣である。若くて死んだ評論家矢崎弾が、留置場から出された後に一時そういう症状を示していた。私が訪ねて行くと、ゴム草履の裏だとか鉛管の切れはしだとか、屋根瓦の破片だとか、どこからか拾って来てベッドの廻りに積み重ねていて、夫人が困っていたものであった。

しかしそのような病的氣質が、或る時期には個性的な立派な仕事を為し遂げているところを見ると、(天才と氣違いとは紙一重)と昔から言われていたことが裏付けられるようでもある。私は自分では精神病的素質を全く持たない健康人であると思っている。天才からははるかに遠いということでもあろうか。

□四月三日(火)晴

八時三十分の新幹線でまっすぐに岡山まで行く。デッサン会の仲間と同行。一時岡山着。郊外苦田温泉の乃利武旅館へ行く。この宿の則武正義君は中学校の同級生で、短距離の選手であった。山間の静かな一劃。桜は七分咲き、桃畑は満開の花。鶯がしきりに啼く。車の音の全くきこえない閑寂な春。午後は付近を歩いて二三枚のスケッチ。夜は一行八人の会食。

□四月四日(水)小雨、後晴

朝のうち小雨。八時半出発、吉備路を車で行く。吉備津神社は前に一度行ったことがある。元は官幣大社であつたと思う。本殿の建物の壮麗さには心打たれるものがあつた。国宝建造物。いかにも古く、いかにも堂々としている。日本建築の傑作であらうか。

それから国分寺に廻る。美しい五重の塔があるが、その他の建物は老朽している。付近の田畑の中に点々と古墳の丘がある。昔は早くから文化がひらけ、地味ゆたかで、住み良い土地であつたに違いない。

十時半倉敷観光ホテル着。社長翁孝文君も則武とともに中学の同級生である。よく行き届いた男で、私たちの為に万般の手配をして待っていてくれた。

倉敷美術館を見る。ずいぶん貴重な洋画を集めている。地方都市でこれだけの物を集めた美術館は日本では珍しいだろうと思う。ロダン、シャガール、ドラン、モロー、ユトリロ、ブラック、ルオー、ピカソ、マチス、ボナール、セガンチニ、ロートレク、ゴーギャン、ゴッホ、ルノアール。……それに青木繁、安井曾太郎、満谷国四郎等々。

美術館の付近の土蔵建築のような古風な家並みも有名であるが、これらはすべて二代にわたる大原一族の深い配慮と支持によるものであつたらしい。或る富裕な実業家の親子が、一つの地方文化を守り、更に新しい地方文化を形成したと言つていいかと思う。それを享受する者は一日平均数千人と言われる美術館の観覧者と、付近の街を散策する遊覧客である。西洋美術、近代美術、陶芸、民芸など各分野にわたる陳列館に対して、国家はどういう援助をしているのか、又は何もしてないのか、私は知らないが、これだけのものを一個人の資産と配慮とで以て造り上げた努力には敬服せざるを得ない。

午後四時すぎ倉敷発。五時岡山から新幹線に乗り、九時半東京着。私はこの早さにいささか反

感を持つのであるが、それとは別に、新幹線というのは交通機関の中の傑作であろうと思う。しかしあの早さには内心恐怖を感じる。旅のみやげ、吉備団子一箱。

□四月五日（木）小雨

最高裁判所が尊属殺人に関する現行刑法の条文（死刑又ハ無期懲役ニ処ス）というのが違憲であるという判決を下した。この判決には少し疑問があるように思う。憲法十四条（法の下に平等）とはそういう意味ではないと私は思う。榮譽、勲章その他の栄典は（いかなる特権も伴はない）（社会的身分又は門地）（政治的、経済的又は社会的関係において）人民はいかなる差別をも受けないというのが、この憲法条文の主旨であつて、そのために尊属殺人の罪を違憲と断ずるのは法を枉げた解釈、または拡大解釈のように思われる。但し尊属殺人にも情状酌量の余地を認めることについて私は反対しない。親に安楽死を与えたというような場合には、いまでも判例として減刑が行なわれているのではないかと思う。（三年六ヵ月以上の実刑となつてゐるらしい。）

憲法十四条は尊属卑属という区別を否定するものではあるまい。もしもその区別が全面的に否定されてしまうと、民法の中の親族法相続法の条文に支障ができてしまうだろうと思う。また刑法第二百七条十八条は、扶助を要すべき老幼、不具疾病者を遺棄した者への刑を定めているが、扶養の責任者は多くの場合世帯主であり、法的責任を負わされている者である。その人には或る程度の支配権が認められるべきであつて、法の下に平等などという条文を適用されるべきではない。（自己又ハ配偶者ノ直系尊属ニ対シテ「遺棄ノ罪ヲ」犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス……第二百十八条の二）は、犯人に重い罪を規定しているが、尊属殺人の条文が違憲となれば、同時に尊属遺棄の条文も違憲となる。

しかしながら直系尊属とは、過去に於て、又は現に家族を扶養して来た人間であり、その責任を果し、又は果しつつある家族の一員である。従つて彼はその義務に見合う權利を家族内に於て認められるのが当然であり、他の被扶養家族と全く平等な立場しか法律が認めないというのでは、片手落ちである。刑法が一方では尊属という考え方を否定しながら、他方では尊属に義務を課しているということになったら、この法律の矛盾は嗤うべきものとなるだろう。

私は何だか、最高裁が近ごろの世論に押し流されて、法の下に平等という言葉を悪平等にしてしまったのではないかという気がする。(二十三年前には最高裁が尊属殺人の条文を合憲と判決している……サンデー毎日より)これを更に通俗に拡大解釈して行けば、東大総長も学生も平等だから、総長に指導権はないことになり、裁判官も被疑者も平等だから、裁判長は判決を下して被告に刑罰を与える權利はないことになり、国家社会の秩序はことごとく崩壊して行くのではないだろうか。あるいはまた、法の下においては天皇家も民衆と同じだから、天皇家からも相続税その他各種の税金を取り立てるべきだという議論も、出てくるかも知れない。天皇に関する憲法条文の中に、税金を免除するようなことは何も書いていない。

民衆すべて法の下に平等という思想は非常に大切な社会秩序である。それだけに、是を悪平等に持つて行つた時には、その弊害は社会の崩壊を招く。自由と平等。この劇薬をどう取り扱うべきであるか。私は最高裁の判決に控訴を提起したいような気がした。

(付記)尊属に対する特別な取扱いは一般道德の問題であり、親孝行というのも伝統的な道德的考え方である。刑法は道德に干渉すべきでない。だから尊属を特別扱いしてはならない……というのが今回の違憲判決の一つの論拠であつたように聞いた。

しかし刑法の根拠はすべて道德に発している。道德の基盤がなければ刑法は成り立たない。物